

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 6 の第13号

監 査 の 対 象：令和 5 年度監査委員監査 許認可等事務

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和 8 年 6 月16日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (1)	保育所等の設置に関する許認可等事務について整理するよう改善を求めたもの 今回の監査で確認したところ、認可のための実質的な審査が認可申請より前に実施されているように見える事務手続や要綱となっており、申請に対する審査の起点や一部の手続が、明確に整理されているとは言えない状況であった。 【指摘事項】 こども青少年局は、保育所等の設置認可に関する許認可等事務について、関係法令の意義や目的を踏まえた上で速やかに整理し、各種規程や文書を適切に整備し直し、運用されたい。	・令和 6 年度、こども青少年局内関係部署で連携し、保育所等の設置に関する許認可事務に関連する各種規程等の洗い出しを行い、関係法令の意義や目的を踏まえて、総務局等関係部署とも調整の上、次のとおり整理した。 指摘のあった「認可のための実質的な審査が認可申請より前に実施されているように見える事務手続や要綱」に関する部分は、民間保育所の新設等に係るものについての適合審査に関するルールを定めたものであり、当該適合審査を受けなければ認可できないものではないことから、従前の許認可事務に関する「大阪市保育所設置認可等要綱」及び「大阪市家庭的保育事業等認可等要綱」から削除し、別途、事業者の計画と条例等の基準との適合審査事務に係る要綱を制定することとした。 ・令和 7 年度、上記各要綱の改正、制定を検討したところ、廃園に係る手続きや保育所を運営する法人が会社更生法の適用をうけ事業譲渡を行うケース等についても見直し等を行う必要が生じた。これらの課題もあわせて整理した上で許認可事務に関する各要綱を改正及び「大阪市保育所及び家庭的保育事業等設置運営予定者審査要綱」の制定を行い、令和 8 年 4 月 1 日に施行し、令和 8 年度大阪市児童福祉審議会 保育事業設置運営予定者審査部会より運用を開始した。	措置済	令和 8 年 4 月 1 日
1 (2)	保育所等の設置認可に関する審議会について会議の記録を残すよう改善を求めたもの 今回の監査で確認したところ、こども青少年局は、認可申請後審議会において、各事業予定者の認可申請内容がそれぞれ「認可に当たって問題がない」との意見を聴取しているとのことであるが、認可の決定に当たっての決裁文書に「部会においても特に意見がなかった」と記載するのみで、認可申請後審議会での意見について正確な記録が残されていなかった。 【指摘事項】 こども青少年局は、意思決定過程に係る説明責任を果たさなければならないことを十分に認識した上で、申請後審議会での意見聴取の内容について、適切に記録を残されたい。	令和 6 年 3 月 6 日、7 日に開催された認可申請後の審議会から、会議の記録を作成し供覧することで、認可申請後審議会での意見を踏まえた上で適切に認可決定を実施していることを記録として残す事務に見直した。	措置済	令和 6 年 4 月16日